

# 社会福祉法人賛育会 介護医療院とよの 運営規程

## 第1章 目的および運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人賛育会介護医療院とよの（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、キリスト教の精神と老人福祉の理念及び介護保険法の目的に基づき、業務の適正かつ円滑な執行と介護医療院の「人員、施設及び設備、運営に関する基準」を遵守し、入所者の意思及び人格を尊重し、生活の安定および生活の充実をはかることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、医療、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等を行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2. 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。
3. 章は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
4. 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。また入所者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称と所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人賛育会 介護医療院とよの
- (2) 開設年月日 2019年3月 1日
- (3) 所在地 〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野 634 番地
- (4) 電話番号 026-257-2470 FAX 026-257-4486
- (5) 管理者氏名 宮澤明住
- (6) 介護保険事業所番号 20B0100018

## 第2章 職員の職種、員数および職務の内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく介護医療院の人員に関する基準に示された所定の職員を配置するものとする。

- ① 管理者 1人
- ② 医師 3人以上
- ③ 薬剤師 1人以上
- ④ 看護職員 10人以上
- ⑤ 介護職員 15人以上
- ⑥ 理学療法士・作業療法士 1人以上
- ⑦ 栄養士 1人以上
- ⑧ 介護支援専門員 1人以上

- ⑨ 診療放射線技師 1人以上
- ⑩ 調理員 2人以上
- ⑪ 事務員 3人以上

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため、必要な職務を行う。

- (1) 施設長(管理者)は、施設内の業務を統括する。  
施設長(管理者)に事故のあった場合は、あらかじめ施設長(管理者)が定めた職員が施設長(管理者)の職務を代行する。
- (2) 医師は、入所者の診察、健康管理および保健衛生指導に従事する。  
また、医師は入所者の病状が急変した場合においても速やかに診察を行う体制を確保するために、当直を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示による薬剤の処方に従事する。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき、入所者の診療の補助および看護ならびに入所者の保健衛生管理に従事する。
- (5) 介護職員は、介護の提供にあたり入所者の心身の状況を的確に把握し、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算および食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに入所者の栄養管理に従事する。
- (7) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に従事する。
- (8) 機能回復訓練員は、リハビリテーション実施計画書を作成し日常生活を営むために必要な機能を改善、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 放射線技師は、放射線検査業務事に従事する。
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。
- (11) 事務員は、庶務および会計業務に従事する。

### 第3章 入所者の定員

(定員)

第6条 施設入所者の定員は60名とする。  
(介護医療院I型 60名)

### 第4章 サービスの内容および利用料その他の費用

(施設サービス計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、サービスの内容等を記載した施設サービス計画を作成し、入所者に対して説明の上、同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第8条 職員は、サービスの提供にあたって、入所者またはその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解されるように説明を行わなければならない。

(診療・健康保持)

第9条 医師または看護職員は、常に入所者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(入浴)

第10条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし入所者に傷病がある、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断した場合はこれを行わない

ことがある。

(排泄)

第 11 条 入所者の心身の状況に応じて、且つ入所者個人のプライバシーを尊重の上適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

(離床、着替え、整容等)

第 12 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 13 条 食事は、栄養ならびに入所者の身体の状況および嗜好を考慮したものとする。

2. 食事の時間は概ね次のとおりとする。

- ・朝食 7時30分 ～
- ・昼食 12時 ～
- ・夕食 18時 ～

3. 予め連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間は食事の取り置きができる。

4. 予め欠食する旨の連絡があった場合は、食事を提供しなくてもよいものとする。

(相談、援助)

第 14 条 施設職員は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に務め、入所者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第 15 条 入所者のレクリエーション行事を行うよう努め、入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流の機会を確保するように務める。

(診療の方針)

第 16 条 医師は、次に掲げることによる他、別に厚生労働大臣が定める基準による診療を行うものとする。

2. 診療は一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適正に行う。
3. 診療にあたっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果を上げることができるよう適切な指導を行う。
4. 常に入所者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
5. 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。
6. 特殊な療法、新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほかには行わない。
7. 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用、処方しない。

(機能回復訓練)

第 17 条 入所者の心身の状況等に応じてリハビリテーション実施計画書を作成し、日常生活を営むために必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(栄養管理)

第 18 条 個々の入所者の栄養状態に着目した栄養管理を、医師、管理栄養士、看護職員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。また入所者に適切な栄養ケアを提供

するために栄養ケア計画書を作成する。

(身体の拘束等)

第 19 条 施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、施設の医師がその様態および時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するものとする。

(緊急時の対応)

第 20 条 入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2. 職員は、ナースコール等で入所者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行うものとする。
3. 入所者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、緊急連絡先へ速やかに連絡を行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第 21 条 施設の管理者は、施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を計画担当介護支援専門員に担当させる。

2. 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の自立を支援する上での解決すべき課題を把握する。
3. 計画担当介護支援専門員は、入所者及び家族の希望、解決すべき課題の把握に基づき、施設サービスの原案を作成する。作成された原案を基に他の職員と協議し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項を決定し記載する。
4. 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者・家族に説明し文書により同意を得る。
5. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連携を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(利用料)

第 22 条 利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準により算定された保険給付の自己負担額と別途定める食費、居住費（滞在費）等に要する費用の合計額とする。ただし、特別食料、日常生活費等については、別途費用を徴収することができるものとする。

2. 食費は、食材料費と調理費用の合計相当額とする。居住費（滞在費）は、施設は多床室のみであるため、光熱水費相当額とする。
3. 「食費」、「居住費」については、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている入所者（第 1 段階～第 3 段階入所者）には認定証に記載された負担限度額を適用する。
4. 入所者への「特定入所者介護サービス費支給対象者」、「高額介護サービス費対象者」、「高齢夫婦世帯等居住費・食費軽減対象者」等への適用は、法令の定めによるものとする。
5. 施設の利用者については、利用料は歴月によって利用料の当月分を毎月支払うものとする。
  - (2) 利用者は、利用料を指定日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は残金を退所時に支払うものとする。

(3) 支払いは、施設で決められた方法で支払うものとする。その方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

6. 施設は前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供あたっては、予め入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い入所者及び家族の同意を得る。

(衛生管理)

第 23 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(褥対策等)

第 24 条 施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(地域との連携等)

第 25 条 運営に当たって、地域住民又は住民との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。

## 第 5 章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第 26 条 入所者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、入所者相互の親睦に努めるものとする。

(外出および外泊)

第 27 条 入所者は、外出または外泊をしようとする時は、その都度「外出先、外泊先、施設への帰着予定日時」等を届け出るものとする。

(面会)

第 28 条 入所者は、外出または外泊をしようとする時は、入所者または外来者はその旨を施設長に届け出るものとする。特に必要がある場合、施設長は面会の場所・時間等を指定することができるものとする。

(健康留意)

第 29 条 入所者は、努めて健康に留意し、施設で行う健康調査は、特別な理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第 30 条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また施設に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第 31 条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、窃盗等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

- (5) 故意または無断で、施設設備もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(退所の勧告)

第 32 条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻繁に繰り返す場合にあっては、施設は入所者及びその家族に退所を勧告する場合がある。

2. 入所者が当該施設入所の対象でなくなった場合、又は保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退所を勧告する場合がある。

## 第 6 章 災害・非常時の対策

(災害・非常時への対応)

第 33 条 施設は、消防条例に基づき、防火管理者を選任し、災害・非常時に備えて消火設備・非常放送設備等必要な設備を設けるものとする。

2. 施設は、消防条例に基づき、災害・非常時等に対して具体的な消防計画等の防災計画を立て、職員および入所者が参加する消火、通報および避難の訓練を年 2 回以上は実施する。
3. 入所者は、健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で施設職員に事態の発生を知らせるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 34 条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
3. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。
4. 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

(施設被災時等の対応)

第 35 条 自然災害や感染症の発生、あるいは発生の恐れがある場合であっても、できる限り必要な介護サービスが継続的にできるように体制を整えておく。（業務継続に向けた計画、研修の実施、訓練等）ただし、災害や感染症の発生の規模により、入所者の安全確保が困難であると判断した場合はやむを得ずサービスの中止又は縮小することがある。

## 第 7 章 その他運営についての重要事項

(利用資格)

第 36 条 施設の利用資格は、「介護保険法に基づく介護医療院の利用資格があり施設の利用を希望する者でかつ利用料の負担が出来る者」および「その他法令により入所できる者」とする。

(内容・手続きの説明および同意・契約)

第 37 条 施設の利用にあたっては、予め入所申し込み者および代理人（家族）に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行

い、入所申し込み者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 38 条 施設の設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入所者と協議の上決定するものとする。

2. 入所者は、定められた場所以外に私物を置いたり占有してはならない。
3. 施設・設備等の維持管理は施設職員が行うものとする。

(苦情処理)

第 39 条 入所者または代理人(家族)は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、速やかに事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無および改善の方法について入所者または代理人(家族)に報告するものとする。なお、苦情受付窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

2. 運用にあたっては、別途定める「苦情対応規程」を適用する。

(秘密の保持)

第 40 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らさない。

2. 退職者が正当な理由なく業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じる。
3. 次の各号についての情報提供については、入所者又は代理人(家族)から予め同意を得た上で行うことにする。
  - ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
  - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究等での事例研究発表会。なおこの場合、入所者個人を特定できないように匿名にする。

(個人情報の保護)

第 41 条 施設並びに職員は、入所者等の個人情報の重要性を認識し、その適正な保護と管理のために体制を整備するとともに、個人情報に関する法令等を順守し、個人情報の保護に努めるものとする。

2. 運用にあたっては、別途定める「個人情報保護(管理)規程」を適用する。

(虐待等の禁止)

第 42 条 職員は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 18 年 4 月 1 日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与える、人格を辱めるような行為を行わないものとする。

2. 職員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。
3. 職員は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出るものとする。
4. 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者の配置、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講ずる。

## 第 8 章 雑 則

(委任)

第 43 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第 44 条 この規程を改正、廃止する時は、社会福祉法人賛育会理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第 45 条 この運営規程は 2019 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、2019 年 3 月 1 日より施行する。

2020 年 6 月 1 日より改訂 (介護医療院Ⅱ型定員 加筆)

2020 年 7 月 6 日より改訂 (介護医療院Ⅱ型定員 変更)

2020 年 8 月 20 日より改訂 (介護医療型Ⅱ型定員 変更)

2021 年 3 月 1 日より改訂 (利用料徴収方法)

2021 年 4 月 1 日より改訂 (介護医療院Ⅰ型へ変更、規程内容見直し)

2021 年 10 月 1 日より一部改正 (規程内容見直し)